



玉名市マスコット
「タマにゃん」

市民の“国際交流活動”
を応援します

玉名市国際交流奨励費補助金

玉名市では、本市在住の方の国際交流を目的とする渡航や、外国人のホームステイの受け入れを対象として、活動経費の一部を補助し、国際感覚豊かな人材の育成に取り組んでいます。

○補助対象事業

国際交流の促進に寄与すると認められる経済、文化、スポーツ、教育等の交流を目的とする渡航及び団体が実施する外国人の外国からのホームステイ受け入れで、当該事業に他の補助等を受けていないものであること。

また、交流の内容、日程等が具体的に定められ、その2分の1以上が対象事業に費やされるものであること。

【補助金の交付対象とならない事業】

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関する事業
- (3) 就労又は観光を目的とする事業
- (4) 公共の安全又は善良な風俗を害するおそれのある事業

○補助対象者

玉名市に在住する者



↑玉名市ホームページ

○補助対象経費及び補助限度額

・補助対象経費

国際交流事業に直接必要と認められる経費（交通費、滞在費等）

・補助限度額

1人当たりの補助対象経費	補助金限度額
100,000円未満	10,000円
100,000円以上 200,000円未満	15,000円
200,000円以上	20,000円

- ・団体の場合は、1事業につき25人分を限度として交付。
- ・同一会計年度につき1回のみ交付。
- ・団体が実施するホームステイの受け入れの申請等については、別途ご相談ください。

担当

玉名市役所 企画経営課
電話 0968(75)1213

